



申11号「電気部門の変革2022」に関する解明申し入れ(第3回交法) その5

第46項 自営送電線について、概要を明確にすること。

第47項 線下補償業務の包括的委託について、内容、根拠、予定発注先を明確にすること。

第48項 包括的委託を行わない自営送電線の区間があるのか明確にすること。

- ・川崎発電所や信濃川発電所から首都圏の変電所までの、架空送電線がメインである。エネルギー管理センターで管理している部分が対象になる。
- ・世代交代や宅地化で、地権者が不明となり未補償の所が多くある。そのような箇所の契約を地域のみなさまと結ぶようにしている。専門会社をお願いすることで、スピード感を持って出来る。補償額の決定などはJRが行う。更新業務も完全にはなくなる。東京電力の子会社をお願いしていく。

第49項 樹木伐採工事に伴う行政手続きの一部外注化について、外注化する内容、根拠、予定発注先を明確にすること。

- ・申請手続きに必要な書類の作成を、TEMSのように能力があって、しっかりと作成出来る所に依頼していく。
- ・伐採する場所を決めたり、計画をたて、申請する業務はこれまで同様にJRが行う。

第50項 エネルギー管理センターの業務について、定型的な業務と高度な判断・計画業務について明確にすること。

- ・数値を読むなど定型的な業務がある。様々なデータを集め、ビッグデータを扱うことはエネルギー管理センターでも発生してくるので、それを分析した上で、どのような修繕計画をしていくか検討したい。そのような判断業務にシフトしていきたい。
- ・火力・水力のフロントを守れる人を育成していくことは変わらない。

第51項 川崎発電所の運転当直体制について、変更する内容と根拠を明確にすること。

- ・メーカーが24時間監視している。しかし、これをもって監視が不要になるわけではない。
- ・電力託送に関しては、電力会社に同時同量で送電しなければならず、発電機の制御を細かくする必要があったため人を配置していた。託送制度が変わり、設備も更新してきたので体制を変更したい。
- ・当直員の常時注視はしなくなるが、交代制の当直体制は今後も行っていく。

第52項 工事発注業務の効率化について、内容を明確にすること。

- ・今回登録する歩掛は、使用頻度の高い項目から優先度をつけて導入していきたい。
- ・川崎発電所は歩掛登録をする。送電線もエネルギー管理センターだけだが、鉄塔などある程度メンテナンスするところもある。信濃川発電所の歩掛登録も今後していきたい。
- ・1度しか使わない歩掛もあり、内容は精査していく。

第53項 工事に伴う借地折衝業務の外注化について、外注化する内容、根拠、予定発注先を明確にすること。

- ・交渉については、専門会社をお願いする。東京電力の子会社を考えている
- ・工事の計画や単価を決定するのはJR。折衝によっては、価格の相談はするかもしれないが、基本的に決めるのはJRとなる。

第54項 異常時対応について、現状における強みと課題を明確にすること。

第55項 異常時対応について、施策実施によって改善する内容を明確にすること。

- ・メセは通常業務を行いながら、日々の訓練を通じて培った技術力を発揮して、早期復旧してきた。
- ・大規模な輸送障害時の駆けつける文化には良い面も課題もある。駆けつけた後の指揮命令系統が混乱することがあるのは認識しており、改善する訓練も行っている。
- ・バックアップする人たちの指揮命令系統も整えたい。
- ・連絡責任者を決めて、現地責任者、指令の役割分担をしっかりと果たせるようにしていく。
- ・TEMSが現地に行った時の指令のサポートが必要である。タブレットでの情報共有や、指令とのフェイスタイムでの通話など、在来・新幹線も今施策で体制をつくり上げたい。
- ・異常時対応の拠点の配置もトータル的に効率的な運営が必要。
- ・現場にJRとパートナー会社が入り、指揮命令系統が複雑になる。善意であるが故に起きてしまうミス、教育を受けていない人が新幹線に立ち入るなどがあるといけない。歯止めが必要だ！